

環境影響評価審査会トヨタ自動車田原風力発電所部会委員からの指摘事項及び事業者の見解

番号	指 摘 事 項	事 業 者 の 見 解
1	<p>総発電出力約 26,000 kW の設定根拠が不明確である。田原工場のCO2 排出量等との関係で、より大規模の風力発電の必要がないのか、あるいは省エネなどとの組み合わせで小規模にすることはできないのか等について説明された。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当社では、「トヨタ環境チャレンジ 2050」(2015 年 10 月) の 6 つのチャレンジを具現化するため、2016～2020 年度までに実施すべき活動を明確にした「第 6 次トヨタ環境取組プラン」(2015 年 10 月) を策定し、この中で生産活動における CO2 排出量を台当たり排出量で、2020 年度までに 48%低減することを掲げております。総発電出力約 26,000kW は、この目標等を踏まえて設定したものです。 ・また、「第 6 次トヨタ環境取組プラン」においては、「低 CO2 生産技術の開発・導入と日常のカイゼン」による徹底した省エネを図ったうえで、「再生可能エネルギーの利用」の推進として、本事業を位置付けて実施してまいりたいと考えております。 ・今後の環境影響評価の手續において、事業の実施に伴う影響を予測、評価し、必要な環境保全措置の検討を行い、環境影響の回避、低減を図ってまいります。
2	<p>風力発電機の規模と高さについて A、B、C 案では、それぞれ単機出力が決まれば発電機の高さが決まるように記載されている。単機出力によらず、環境に配慮した高さとなされたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電機は、機種ごとに風車のブレードの長さ、高さ等の仕様が決まっていますが、機種の選定に当たっては、今後の環境影響評価の結果や事業性などを踏まえて検討していきます。

番号	指摘事項	事業者の見解
3	風力発電所からの超低周波音について、法的な規制値等はあるのか。	<p>(愛知県回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> 風力発電所からの超低周波音について、法的な規制値等はありません。 なお、現在「風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会」(環境省)において、風車騒音の評価の考え方などが検討されており、同検討会の報告書(案)である「風力発電施設から発生する騒音等への対応について(案)」のパブリックコメント(平成28年8月19日～9月17日)が行われています。 <p>〔評価の目安となる値：残留騒音+5dB ※ただし、残留騒音(特定できるすべての騒音を除いた騒音)が著しく低く(30dBを下回る場合)特に静穏を要する地域や、地域において保存すべき音環境がある場合においては35dB、それ以外の地域においては40dBを下限値として設定する。 ※残留騒音の測定及び風車騒音の評価は、昼間(午前6時から午後10時まで)と夜間(午後10時から翌日の午前6時まで)のそれぞれについて行う。〕</p> <p>(「風力発電施設から発生する騒音等への対応について(案)」(平成28年8月19日環境省パブリックコメント資料)より)</p>

番号	指摘事項	事業者の見解
4	<p>既存の風力発電設備からの騒音において、どの当たりの周波数が発生しているのか示されたい。</p>	<p>・既存風車騒音の周波数特性は右図のとおりです。「風力発電施設から発生する騒音等への対応について(案)」(平成28年8月19日環境省パブリックコメント資料)より)</p> <div data-bbox="1451 240 2101 938" data-label="Figure"> <p>図: 全国29の風力発電施設周辺164地点における風車騒音の周波数特性の分析結果</p> </div>
5	<p>環境影響以外の観点として、田原工場で働く従業員への低周波音による影響にも配慮する必要があるのではないか。</p>	<p>・社内の必要な手続きを踏まえて理解を得られるよう検討を進めます。</p>

番号	指 摘 事 項	事 業 者 の 見 解
6	風力発電機設置工事に伴う振動の影響について知見があれば示されたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電機設置に伴う工事としては、造成工事、基礎工事、組立工事、電気工事等があります。 ・建設機械の稼働に係る振動を予測している他事業の環境影響評価事例では、住居等の位置（事業地からの離隔 600～1000m）における予測結果はいずれも振動感覚閾値（55dB）を大きく下回っているなど、一般的に影響は小さいものと考えられます。
7	緑が浜公園の利用状況等について示されたい。また、当該公園からは本事業の風力発電機は見えないのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・緑が浜公園は、敷地内に野球場、テニス場、バーベキュー広場、パターゴルフ場等の娯楽施設のほか、研修室やレストラン等があるセンターハウスがあります。 ・同公園の詳細な利用状況等については、方法書以降の「人と自然との触れ合いの活動の場」に係る現地調査において、利用者数のカウントや利用目的のアンケート等を実施する予定です。 ・同公園の周囲は、防風林等の緑地で囲まれているため、事業実施想定区域方向は見えづらいものとなっています。 ・なお、今後現地調査を行い、その結果を踏まえて、調査、予測及び評価の手法を検討し、方法書を作成してまいります。